

E S 指針における手続等の見直しについて（案）

平成20年11月18日
生命倫理専門調査会

平成13年に「ヒトE S細胞の樹立及び使用に関する指針」（以下「E S指針」）が策定されて以降、ヒトE S細胞を取り扱う研究については、約60件の使用計画等が実施されるなど、相当の実績が蓄積され、その結果、ヒトE S細胞に関する生命倫理上の位置づけや取扱いのあり方についての認識も深まってきたものと考えられる。

また、「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」（平成12年科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会。以下「報告書」）では、特にヒトE S細胞の使用研究について、「ヒト胚そのものの滅失を伴うわけではないことから、将来的には研究の実績を踏まえ、類型化がなされたものについてはその手続き等を見直すことも想定される。」とされている。

以上を踏まえ、文部科学省においては、E S指針附則第3条（見直し規定）に基づき、ヒトE S細胞に関する生命倫理上の問題が、引き続き十分認識されることを前提に、E S指針やその運用上の諸手続について、所要の見直しの検討が行われるべきである。

見直しに当たっては、報告書で示された基本的考え方を十分踏まえるとともに、機関内倫理審査委員会における審査の実効性が担保されることが重要である。

なお、文部科学省による検討の結果については、あらためて本専門調査会において検討するものとする。